

(設置)

第1条 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、倉敷市産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)に基づき交付された交付金の一部であって、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上された予算の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、[第1条](#)の目的を達成するために必要な財源に充てるものとする。

2 [前項](#)の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、[第1条](#)の目的を達成するため必要な場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成15年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 [倉敷市の基金の処分の特例に関する条例\(平成14年倉敷市条例第19号\)](#)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(18) 倉敷市産業廃棄物適正処理基金条例(平成15年倉敷市条例第2号)